

令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）議事録

1 日時

令和5年6月29日（木）午後1時30分から午後5時まで

2 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 5階 513会議室等

3 出席者

青池委員、伊藤委員、金子委員、清野委員、小池委員、小林委員、佐瀬委員、辻委員、寺尾委員、中西委員、濱田委員、原島委員、樋口委員（会長）、前田委員、矢野委員
（欠席：市村委員、島野委員、鞠子委員、宮崎委員（副会長）、安間委員）

4 議事

（1）審議

- ・ 令和6～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料について
- ・ 令和6～9年度使用都立特別支援学校（小学部）用教科書調査研究資料について
- ・ 令和6年度使用教科書採択資料（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

審議の一部は、4つの分科会に分かれて実施

- | | |
|-------|-------------|
| 第1分科会 | 社会、音楽、家庭、保健 |
| 第2分科会 | 国語、書写、英語 |
| 第3分科会 | 地図、理科、道徳 |
| 第4分科会 | 算数、生活、図画工作 |

（2）答申

令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）

開会、会議運営決定（取材・傍聴）、教育委員会挨拶

【管理課長代理】 それでは、定刻より少し早い時間ですが、本日の御出席者が皆さんそろっておりますので、審議会を開始させていただければと思います。

本日は御多用中のところ、また大変お暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、この審議会の事務局を務めさせていただきます教育庁指導部管理課課長代理の利根川でございます。本来であれば管理課長の川口が御説明等をさせていただくところですが、本日、所用につき、代わりに務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員の出席状況でございますが、20名の委員の方々のうち、5名の委員から御欠席の御連絡を頂いており、現在15名の参加をいただいているところでございます。このため、審議会規則第6条で定められた、定数の半数以上という定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、以降の進行を会長にお願いいたします。

【会長】 それでは、議事に入らせていただく前に、議事の運営についてお諮りさせていただきます。事務局から会議の運営について御説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【管理課長代理】 それでは説明させていただきます。

東京都では情報公開の観点から、審議会等の会議をできるだけ公開することが方針として示されております。本審議会についても、前回御案内しましたとおり、原則として公開で行うこととしているところです。

また、会議の議事内容についても原則として開示させていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了承ください。なお、第1回、第2回審議会の議事録及び本日の議事録につきましては、委員の皆様には後日メール等で送付させていただきます。御確認いただき、内容につき御意見等ありましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

また、本日の会議につきましては、事前に一般の方へ傍聴の御案内をさせていただき、8名の申込みがございました。また報道関係者につきましては、教育行政研究会1名から取材の申込み、また冒頭の撮影の申込みがございました。

つきましては、これ以降の会議を公開とし、報道関係、傍聴の入室の可否につき御決定いただきますようお願い申し上げます。撮影は冒頭の2分間のみの頭撮りとなりますが、その他の取材及び傍聴は会議終了まで入室可能となっています。

なお、取材、傍聴に当たりましては審議会傍聴要領に従うようあらかじめ配付し、お願いをしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただくことになります。会長には傍聴者の入室完了後、この旨、宣言していただきますようお願いいたします。

【会長】 それでは、ただいまの説明を受けまして、これからの会議を公開とすることにつきまして御異議がなければ入室を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議なしということで、よろしく願いいたします。

————— (取材・傍聴者入室) —————

【会長】 それでは、ただいまから第3回東京都教科用図書選定審議会を開催いたします。

議事に入ります前に申し上げます。本会議においては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただきますので、御留意くださるようお願いいたします。

続きまして、配付資料につきまして事務局から確認をお願いいたします。

【管理課長代理】 それでは、お手元に配付資料一覧をお配りしております。それを御覧いただきながら御確認いただければと思います。

まず議事次第、委員名簿、事務局職員の名簿、さらに右上に資料1と書いてございますが教育委員会から審議会への諮問文の写し、資料2が第1回の審議会で答申を頂きました採択方針に関する答申の写し、資料3は第2回の審議会で答申を頂きました調査研究資料に関する答申の写しでございます。資料4は審議事項でございます。資料5につきましては、この後、本日も分科会に分かれて審議を行っていただく際の分科会の構成(案)でございます。

このほか各種資料としまして、資料6として「令和6～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料(案)」、資料7「令和6～9年度使用都立特別支援学校(小学部)用教科書調査研究資料(案)」、資料8「令和6年度使用教科書採択について(案)」、資料9「令和6～9年度使用都立小学校用教科書採択資料(案)」、資料10「令和6～9年度使用都立特別支援学校(小学部)用教科書採択資料(案)」、以上でございます。

また、配付資料一覧にはございませんが、座席表、発行者一覧、冊子として「令和6～9

年度使用教科書調査研究資料（小学校）」を机上に置いてございます。

ただいま御紹介した資料のうち、配付資料6から10までの教科書調査研究資料（案）及び採択資料（案）、冊子と発行者一覧につきましては、本日の会議におきましては委員の皆様方限りの配付とさせていただきます。このため、傍聴者及び報道関係者の方々にはお配りしておりませんので御了承ください。

また、本日の審議の経過を踏まえ、最終的にまとめました資料を後日開催予定の東京都教育委員会定例会において公開の場で報告いたしますとともに、報告後には東京都教育委員会のホームページで公表させていただく予定でございます。御了承のほどよろしく願いいたします。

資料については、以上でございます。

【会長】 資料の確認をしていただきましたが、何か資料の不足はございますか。ちょっとたくさんありますが大丈夫でしょうか。

それでは、ここで東京都教育委員会から御挨拶を頂きます。よろしく願いいたします。

【指導部長】 こんにちは。指導部長の小寺でございます。今年一番の暑さと報道されています。猛暑の中、またご多用の中、本日の教科用図書選定審議会に御参加いただきましてありがとうございます。

3回目となります。第1回目では教科書の採択方針について、前回、第2回目では小学校用の調査研究資料について適切という旨の答申を頂いたところでございます。前回の調査研究資料につきましては、定例の教育委員会に報告させていただきまして、区市町村教育委員会など他の採択権者に対する指導・助言・援助の資料として活用させていただくということでございます。どうもありがとうございました。

本日は大きく2つの資料について御審議をいただきます。第1点は都立小学校そして都立特別支援学校（小学部）で使用する小学校用の調査研究資料について。もう1つは、義務教育諸学校、小中学校等で使用する教科書の採択のための資料の2点でございます。具体的な内容等につきましては、この後、担当から御説明を申し上げます。

今日は分科会も含めて長時間になります。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めたいと思います。まず、前回の審議会で審議いたしました「令和6～9年度使用教科書調査研究資料（小学校）」の修正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【管理課長代理】 それでは説明させていただきます。

前回、第2回審議会で御審議いただきました小学校用教科書調査研究資料につきまして、細かい文言や表現などについては事務局がいま一度精査し、修正については会長に一任するという御了解を得ております。会長には修正の内容等を御了解いただいているところですが、修正した主な内容を御説明申し上げます。

まず冊子の343ページを御覧いただければと思います。英語の調査研究のところですが、上段右側にごございます「オ デジタルコンテンツの扱い」について、その下、「その他」として3つ記載されていますけれども、この記載内容の順番が統一されていないという御指摘がありました。順番が「映像、音声、その他」であったり、その順番が入れ替わったり、そういった状況がございました。そのため「映像、音声、その他」の順番となるように修正をしました。

次に、戻りまして103ページを御覧ください。こちら構成上の工夫ですが、「オ ユニバーサルデザインの視点」についてでございます。こちらは社会の教科についての調査研究でございますが、色覚特性について「全ての児童」という記載がある場合と、ない場合がございます。それで記載内容のレベル感が異なっているという指摘がございました。そういった御意見を踏まえまして記載内容を統一しているところでございます。地図も同様に修正を行っております。

このほか、全ページにわたり誤字脱字、文字切れなどを精査いたしまして、修正して会長に報告し、御了解を頂いた上で机上に置かせていただいております。

以上、前回御審議いただいた調査研究資料の訂正につきまして御了承いただきたくよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今、343ページ、それから103ページ、皆様で開いていただいて確認していただきましたけれども、この辺について何かございますでしょうか。

事務局の修正、私の一任でこのようにさせていただいたということで御了解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項について、事務局からの説明をお願いいたします。

【管理課長代理】 それでは、本日の審議事項について説明いたします。

本審議会に対する諮問事項につきましては、第1回の審議会の際に一括してお願い申し上げます。

げたとところでございますが、改めて諮問文の写しをお配りしております。

資料1を御覧ください。本日の会議に諮問する事項について、審議事項2「教科書調査研究資料について」及び諮問事項3「令和6年度使用教科書採択資料（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について」でございませう。

お手元の資料4「審議事項」を御覧いただければと思います。本日御審議いただく資料を一覧にしてございませう。左側に記載してございませう「調査研究資料について」と右側に記載してございませう「採択資料について」を御審議いただきます。

まず左側の調査研究資料についてですが、①「令和6～9年度使用教科書調査研究資料（小学校）」は、先ほど御説明しました第2回審議会で審議済みの冊子のものでございませう。本日はこちらの①の資料を踏まえまして作成しました②「令和6～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料（案）」の資料6と、その下にございませう③「令和6～9年度使用都立特別支援学校（小学部）用教科書調査研究資料（案）」の資料7につきまして、この後、分科会で御審議いただきます。

さらに下の④「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）」についてですけれども、こちらは昨年度の審議会で審議し、取りまとめをございませう。

次に、右側の採択資料についてですが、都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択する際の資料として⑤から⑩の資料を作成しましたので御審議いただきます。

まず、⑤「令和6～9年度使用都立小学校用教科書採択資料（案）」の資料9ですが、左側で説明しました①と②の調査研究資料を踏まえて作成したものでございませう。本日の分科会では②の資料と併せて御審議いただきます。

次に、資料⑥「令和6～9年度使用都立特別支援学校（小学部）用教科書採択資料（案）」の資料10につきましては、左の表で御説明しました①と③の調査研究資料を踏まえて作成したものでございませう。本日の分科会では③の資料と併せて御審議いただきたいと思ひませう。

その他⑦から⑩の採択資料につきましては、分科会後の全体会の中で御審議いただきたいと思ひませう。これらの資料の内容といたしましては、来年度都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書や都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する文部科学省著作教科書、そして一般図書についてでございませう。資料8に基づき後ほど御説明をいたしませう。

「令和6～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料（案）」の概要につきまして御説明を申し上げます。資料6の1ページ下段を御覧ございませう。都立小学校は令和4年度に開校

した立川国際中等教育学校附属小学校1校のみでございますため、同校の教育課程に係る基本方針を踏まえ調査研究を実施しております。なお、資料には記載してございませんが、教科・種目のうち家庭については5年生から使用する教科書であり、来年度は同小学校には3年生までしか在籍していないため、今回は調査研究を行っておりません。令和8年度から5年生が在籍することになるため、その前年度の令和7年度に調査研究・採択を行うこととなります。

一方、英語についても同様に5年生から使用する教科書でございますが、都立立川国際中等教育学校附属小学校では特別な教育課程を編成し、前倒しで3年生から使用することとなっていることから、来年度使用するため今年度調査研究を行いまして採択することとなります。

都立小学校については以上でございます。

次に、「令和6～9年度使用都立特別支援学校（小学部）用調査研究資料（案）」の概要につきまして御説明申し上げます。資料7の2ページ、上段の3「調査研究の工夫」を御覧ください。都立特別支援学校（小学部）の教科書採択は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱の教育部門別に採択を行います。各教育部門で使用する各教科書の違いが明瞭に分かるよう配慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究を行っております。

なお、視覚障害特別支援学校で使用する検定済教科書のうち点字教科書が出版される教科・種目については、点字版の原典となる検定済教科書を採択することとなるため調査研究は行っておりません。例えば、5ページを御覧ください。こちらは国語でございますが、国語については点字教科書が発行されるため、視覚障害特別支援学校における調査研究は行わない形となります。検定済教科書を原典とした点字版が発行されない種目、具体的には書写、地図、生活、図画工作のみ調査研究を行っております。

以上、教科書調査研究資料、採択資料の概要等について御説明いたしました。詳細につきましては、分科会に分かれて担当いたしました指導主事から具体的に説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、これらの資料が採択のための資料として適切であるかどうかについて、この後、分科会において御審議いただきたいと存じます。よろしく御願申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容ですけれども、全体を通して何か御質問はありますでしょうか。

都立小学校に関しては現在、立川国際の小学校1校、つまりその1校の教科書選定審議に

係る調査資料ということですね。特色ある教育活動をされている学校ですので、今回、英語に関しては5、6年生の教科書の審議ということでよろしいでしょうか。

【管理課長代理】 はい、そういう形でございます。

【会長】 そうしましたらちょっと教えていただきたいのですが、立川国際の場合には小学校1、2年生の英語は教科で活動されているのか、英語活動をされているのか、その辺を皆様と共通理解したほうがいいのかなと思ったものですからちょっとお聞きします。

【青池委員】 教科書を使用して教科で活動しています。

【会長】 そうですか、分かりました。では、その部分については、今回は5、6年生に関しての審議ということでよろしいでしょうか。

【管理課長代理】 はい。そういう形で大丈夫です。

【会長】 分かりました。

ちょっと細かいことをお尋ねしましたが、何か皆様から御質問があればと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回は分科会の審議の時間が大変長時間になるように思いますが、分科会についてちょっと具体的な御説明をいただければと思います。

【管理課長代理】 分かりました。それでは、資料5の分科会構成（案）を御覧ください。

分科会の審議は構成（案）のとおり4つに分かれて行っていただきます。委員の皆様にはいずれか1つ分科会に入ってください審議をしていただきます。委員の方々の専門の教科等を考慮しながら、学校関係者、教育委員会関係者、学識経験者のバランスが取れるよう分科会の構成（案）を作成しましたので御了承いただければと思います。

本日、前半と後半に分けた2部構成となっております。所要時間はどちらもおおむね50分間となっております。前半と後半の間に約10分間の休憩を設ける予定です。都立小学校と都立特別支援学校（小学部）の調査研究資料や採択資料についてそれぞれ御審議いただきます。なお、分科会によって前半、後半の順番が異なります。前半、後半のどちらも担当指導主事が教科・種目ごとに、また特別支援学校の場合は、教育部門別の障害の特性等を踏まえまして調査研究をした内容を御説明します。なお、説明の際、教科書発行者を紹介するときには発行者の正式名称ではなく机上にお配りしている発行者一覧に記載している略称で説明させていただきますので御了承ください。

その後、質疑応答や委員の方々の間で意見交換を行っていただき、事務局で作成した資料が採択に当たった参考資料として適切かどうかについて御審議いただきますようお願いいたします。

分科会終了後はまたこの会場にお戻りいただき、全体会の場において分科会ごとに審議会委員の代表の方に分科会における審議結果を御報告いただきたいと思います。その内容につきましても委員の方々の間でおまとめいただければと思います。分科会の冒頭では、委員の方同士で御報告いただく発表者を決めてくださるようお願い申し上げます。

次に、傍聴の方に申し上げます。傍聴の方につきましては、申し込みの際に御希望の分科会を伺った上で傍聴いただける分科会を決定し、結果を事前にお伝えしてございます。決定された分科会以外は傍聴できませんので、あらかじめ御注意ください。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

これからの流れについて事務局から案の説明がございました。分科会につきましても資料で御確認いただけたと思いますが、御異議ございますでしょうか。なければこの構成でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、分科会会場への移動につきまして事務局から御案内をよろしく願いいたします。

【管理課長代理】 分科会の会場は、ここと同じ5階となります。第1分科会から順に職員が御案内いたしますので、委員の皆様はそれぞれの分科会の会場に御移動をお願いいたします。

恐れ入りますが、資料はお持ちくださいますようお願い申し上げます。資料が今回は大変多い状況ですので、お配りしている紫の手提げを使っていただければと存じます。また、手荷物につきましてはこのまま置いて行かれても結構でございます。ただし貴重品の管理については各自でお願いいたします。

分科会終了後、全体会は午後4時ごろから開始する予定です。

傍聴、報道関係者の方におかれましては、職員が順番にお声がけしますので、今の席でお待ちください。

以上でございます。

【会長】 それでは、御準備のほう、よろしくお願いいたします。

【分科会】

————— (分科会審議) —————

【全体会②】

【会長】 それでは、皆様、長時間の分科会ありがとうございました。お疲れさまでございました。

それでは、分科会の審議結果の報告を受けたいと思いますので、まず第1分科会、よろしくをお願いいたします。小池委員、どうぞ。

【小池委員】 それでは、第1分科会の報告をいたします。第1分科会は、社会、音楽、家庭、保健について審議をいたしました。

社会につきましては、調査対象3者14冊についての説明を受けました。

都立小学校につきましては、国際化、国際交流あるいは我が国の国際貢献と4項目についてまとめたものについて説明を受けました。1点、4年生の国際貢献の項目で、それに関わる内容として下水処理に関する記述があったのですが、この下水処理と国際貢献の関係について確認の意見が出ました。海が世界的に広がっているところからの記述だという説明を受けたのですが、ちょっと難しい部分もあるのかなという意見が委員からは出ておりました。

特別支援学校では、聴覚障害についてはインタビュー等の学習活動が入ると難しさがあることですか、肢体と病弱に関しては、活動範囲が限られているので学校外の人を招いての学習等を取り入れることが広がりにつながっていくのではないかという説明を受けました。

委員の意見としては、写真に補聴器をしている子供が写っていて、それが聴覚障害がある子供だということで、そこで興味・関心が広がるのではないかという説明があったのですが、写っている子供に本当に障害があるのかどうかという確認をしっかりとした方がいいのではないかという意見が出されました。

以上、ほかにも意見はありましたが、審議の結果、社会につきましては、調査研究資料それから採択資料ともに適切であると判断いたしました。

続きまして、音楽についてです。音楽については調査対象2者12冊について説明を受けました。

都立小学校につきましては、我が国の郷土の伝統音楽、それから諸外国の音楽の扱い等の項目について説明していただきました。

1つのところで、これが日本の伝統音楽に当たるのかどうかという確認と、それから諸外国の音楽の扱いの中で、それぞれ1つずつ挙げていたのですが、教科書を見ると様々な外国の音楽が扱われている中で1つというのはどういう基準になっているのかということで、代表的なものを抽出して1つずつ入れているという説明がありました。

続きまして、都立特別支援学校では、聴覚障害の学校では音楽のところで模倣の活動があ

るということで、そこは取り入れやすいのではないかという反面、グループごとで他のグループの歌っているもの等を聞き合うということは、聴覚障害があるとやはり難しいのではないかという説明がありました。また肢体不自由では、上肢の障害に配慮して、打楽器についての内容を取り上げているところは取り上げやすいけれども、リコーダーの指の動き等については肢体不自由ではなかなか難しい、配慮が必要だという説明でした。

委員からの意見では、記述の中に「学習に困難があると思われる」という記述と「学習に配慮を要する」という記述が入っているのですが、その違いをしっかりと説明できるようになっているとよいのではないかという意見がありました。

審議の結果、音楽につきましては調査研究資料それから採択資料ともに適切であると判断いたしました。

続きまして、家庭につきましては2者2冊についての説明を受けました。

家庭は、都立小学校では5、6年生はまだ在籍しないので、今回は特別支援学校のみになります。

家庭では、聴覚障害で食品の変化を記録して違いをつかむというところではとても取扱いやすい内容だけれども、近隣の生活音の聴き取りをマップにするところは、音に限られるとやはり難しいところがあるのではないかという説明がありました。

ただ、肢体不自由では、地域で様々な人が暮らしているというイラストの中に車椅子に乗っている人も描かれていて、児童も興味を持つのではないかという説明がありました。

質問として、肢体不自由で「おみそ汁の味比べ」というところで、どうしてこれに肢体不自由のある児童が興味・関心を持てるのかというところで、上肢に障害があっても調理に参加しやすいというところでここに挙げているという説明がありました。

以上、審議しました結果、家庭につきましても調査研究資料、採択資料ともに適切と判断いたしました。

最後、保健についてです。保健については、6者12冊について説明を受けました。

都立小学校では、健康について課題を見だし、課題解決に取り組む内容、また心身の発育・発達に関する内容の項目で説明を受けました。

資料の書き方の問題なのですが、扱っている内容は、学年がもちろん同じなので資料の書き方だけで各教科書の違いを読み取ることは難しいので、教科書で取り扱っているページを入れるなどして、それぞれの教科書の特色が分かるようにすると、より活用しやすいのではないかという意見がありました。

特別支援学校におきましては、聴覚障害のところでAEDの取扱いの説明があるけれども、

AEDが音声で指示を出すというところで聴覚障害のある児童には難しい面があるとか、肢体不自由では、身長伸びを紙テープで測って比べるところで、上肢の操作を伴うので難しさがあるかもしれないという説明がありました。

意見としては、写真とかイラストで地域の様子を示してあり、活動範囲に限られる児童には学習に取り組みやすいという話がありました。

以上の審議の結果から、保健につきまして調査研究資料、採択資料ともに適切と判断いたしました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、第2分科会、寺尾委員、よろしく申し上げます。

【寺尾委員】 では、第2分科会の報告をいたします。第2分科会は国語、書写、英語について審議いたしました。

国語につきましては、調査対象3者32冊についての説明を受けました。

都立小学校では、知識及び技能の内容の取扱いとして、古典への興味・関心を持たせる内容の取扱いであるとか、読書の意義、効用に関する事項として、好きな本を紹介する活動や学校図書館での本の探し方について、それから作者の性別割合についての調査結果などの説明があり、委員からは立川国際の教科書としての調査に重点を置いたことについての確認があり、それを踏まえた資料となっているかということについて意見がありました。

都立特別支援学校では、肢体不自由・病弱について、図書館の分類の様子をイラストで表現しているページについての説明で、こういった身近な図書室、学校図書館につながるイラストがあることが興味・関心を引くのではないかという点、それから構成として、見開きで学習内容を示しており、ページをめくることなく学習が進められるといった説明があり、委員からは、ALSを例示していたり分身ロボットを取り上げたりしていることが、自分に関わる障害が取り上げられているということで勇気づけられるのではないかという意見がありました。

審議の結果につきましては、国語について調査研究資料と採択資料は適切と判断いたしました。

続きまして、書写については調査対象3者18冊についての説明を受けました。

都立小学校では、小林一茶の俳句の扱いを例に日本の伝統的な吟行文化に関する事項の取扱いであるとか、中国で漢字が生まれたことや、世界の言葉で「こんにちは」を示した教材などから、世界の文字や言語の扱いなどについての説明があり、委員からは、調査研究項目

の設定理由にあった外国の人名や外国語がどのように書写では取り扱われているのかということが説明により良く分かったという意見がありました。

都立特別支援学校では、視覚障害のことにつきましては、「とん」「ぴた」など曲がりや折れを言葉でヒントを示していることから、音声を使って学ぶことができるという点が興味・関心を引くということ、一方で、画の長さを比べるとか、画の間の離れ具合を見るといった活動が設定されていることから、拡大ワークシートなどの指導上の工夫が必要であるなどの説明がありまして、委員からは、興味・関心の記述では障害種別によってどういう考え方で資料を示されているのかという質問があり、具体例を挙げて書き分けているという説明がありました。

審議の結果、書写について調査研究資料と採択資料は適切と判断いたしました。

続きまして、英語については調査対象6者16冊についての説明を受けました。

都立小学校では、5つの領域別に設定されている活動、これらは「聞くこと」「話すこと」を中心にいずれもバランス良く設定されているということ、それから語彙リスト掲載の語の取扱いといたしまして、別冊の有無であるとか、テーマごとや索引型の語彙リストの各者の状況などの説明があり、委員からは児童の語彙リストの使い方について質問があり、子供の表現したいことに合わせて言葉を探せるものになっているという説明を受けました。

都立特別支援学校では、肢体不自由・病弱のところでは生活に基づくイメージしやすい内容が示されていることで興味・関心に対応をしているということ、それから障害理解に関わる記述としては、車椅子に乗った児童がタブレットを使用し活動している写真を用いていることなどの説明があり、一方で、単語の1字目を書く活動が設定されており、拡大して示すなどの工夫が要るということについて説明がありました。

委員からは、小学校の教科書の調査資料から数を引いているということで、その考え方について確認がありました。

審議の結果、英語について調査研究資料と採択資料は適切と判断いたしました。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、第3分科会、青池委員、お願いします。

【青池委員】 第3分科会の報告をします。第3分科会は地図、理科、道徳について審議いたしました。

まず地図について御報告いたします。地図については調査対象2者2冊についての説明を受けました。

都立小学校については、教育課程に係る教育方針や学習指導の展開を含め調査研究項目を設定した理由について分かりやすく説明をしていただきました。その中で、問いや活動を表した吹き出しの扱いですとか、そういったものについて具体的な例を基に説明していただきました。

委員からの質問として、社会科の教科書との親和性についての質問がございましたが、指導要領に基づいて作成されているものなので親和性は特にはないが、そこに問題はないと説明していただきました。

都立特別支援学校につきましては、各障害における興味・関心を持って取り組むことができる内容の具体例、それから配慮を要する内容についてどのようなことが必要なのか具体例を挙げて説明していただきました。

委員からは、例えば地図をトレーシングペーパーでなぞる活動が2者両方の教科書に挙げられており、同様の活動が多く取り上げられているので、具体的に興味・関心が持てる活動がどれくらいなのか、配慮を要する活動がどれくらいなのか、数があるとより分かりやすくなるのではないかという指摘がありました。

審議の結果、地図については調査研究資料及び採択資料ともに適切であると判断いたしました。

続いて理科についてです。理科については調査対象6者24冊についての説明を受けました。

都立小学校においては、教育課程に係る基本方針や学習指導の展開を含めた調査研究項目の内容について説明をしていただきました。

課題設定につながる問いの扱いについて、同単元の内容を取り扱っており比較が大変しやすくなっておりました。また、デジタルコンテンツの数についての比較については少し分かりにくいと書いてあったのですが、そちらについては2次元コードの数をカウントしているので、それだけでは内容が少し把握しにくいのではないかという指摘がありました。

都立特別支援学校の審議においては、地図と同様に興味・関心を持ってできる内容や配慮を要する内容について構成上の工夫についての御説明をいただきました。理科の教科の特性上、同じ実験が取り上げられるのではないかと、取り上げ方の違いは何かどのような違いがあるのかという質問がありましたが、説明を聞きながらの作業が難しかったり、実験の手順の取り上げ方によって理解がどのように促されるかにより違いがあるということで、取り上げ方によってカウントが異なるという説明がありました。委員からは、やはりめくることが困難であるといったことも生じるので、見開きがどのように設定されているかといったことも

あると、より分かりやすくなるのではないかという意見がありました。

審議の結果、理科についても調査研究資料及び採択資料は適切と判断いたしました。

続いて道徳についてです。道徳については、調査対象6者42冊についての説明を受けました。

都立小学校では、都立小学校の教育課程に係る基本方針に基づいて3つの調査研究内容・項目を設定していると説明していただきました。各項目のそれぞれの調査研究項目に該当する内容・項目を調査して挙げていただいております。

委員からは、同じ題材が異なる調査研究項目に掲載されているのはなぜかという質問がありました。それについては、同題材であっても両方の調査研究項目に含まれるためという説明をいただきました。同じ題材を取り上げている教科書が多いので、教科書の特徴がもう少し分かりやすくなるとよいのではないかという指摘がありました。

調査研究項目の中に、世界との関わりといったことがあるのですが、国との具体的な関わりが挙げられていて特徴として大変分かりやすくなっているという意見がありました。

都立特別支援学校では、それぞれの調査研究項目において具体的な題材、なぜ配慮が必要なのかという説明が分かりやすくされておりました。また、社会的経験の不足をどのように補っていけるかというの具体的な例を挙げて説明がしてあり、大変分かりやすくなっておりました。

委員からは、先ほどの理科と同様なのですけれども、単元がひとまとまりになっているのか、そういった項目があると資料としてより良くなるのではないかという指摘がありました。

審議の結果、道徳について、調査研究資料及び採択資料は適切と判断いたしました。

以上で第3分科会の報告を終わります。

【会長】 ありがとうございました。

それでは第4分科会、前田委員、お願いいたします。

【前田委員】 第4分科会の報告をします。第4分科会は、算数、生活、図画工作について審議いたしました。

算数については、調査対象6者59冊についての説明を受けました。

都立小学校では、日常の事象に関わる内容、論理的な思考力の育成を図る課題、多様な方法で問題解決を例示している問題がどのように扱われているかという御説明を受けました。

委員からは「現行の学習指導要領に合わせて調査項目は変化していくのか」や「論理的な解決を図る課題の例はどのように選択しているか」などの質問が上がり、お答えを頂きました。

都立特別支援学校では、聴覚障害、肢体不自由・病弱についての御説明を受けました。例として、肢体不自由・病弱に関しては、上肢を伴うものであっても教材の工夫が必要である内容や生活に結び付けた内容について調査したことを御説明いただきました。

委員からは「関心を持って取り組むことの調査項目が2点あり、掲載されている箇所はその2点を分けて記載するのがよいのではないか」という御意見がありました。

審議の結果、算数について調査研究資料と採択資料については適切と判断いたしました。

続いて生活についてです。生活については、調査対象7者14冊について説明を受けました。

都立小学校では、自ら課題を設定する力の育成につながる課題、日本の伝統文化がどのように扱われているか、学び方や調べ方などがどのように扱われているかという内容について説明があり、委員からは「算数での御説明の資料にはページ数の記載があったが、生活の中ではなかった。どのような方針でページ数を記載しているのか」という質問がありました。お答えとしては、内容がまたがっている場合、記載しにくいという御説明がありました。また、伝統文化については地域性の配慮が必要になってくるのではないかという点については、客観的に記載されているという御説明がありました。

都立特別支援学校では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱について御説明がありました。聴覚障害に関しては、言葉や音を聴き取る活動があり、活動に困難さが想定されるという内容について御説明を受けました。

委員からは「安全衛生の箇所について、どのような内容を示しているのか」という質問、また「タブレット動画を撮るという内容については、内容箇所を記載してもよいのではないか」という御意見が上がりました。

審議の結果、生活について、調査研究資料、採択資料は適切と判断いたしました。

続いて図画工作についてです。調査対象2者12冊について説明を受けました。

都立小学校では、協働的な活動や日本の作品、文化及び諸外国の作品や文化についてどの教科書においてもコラムや写真が活用されているという御説明がありました。

委員からは、現代的な作品と伝統的な作品が掲載されているかという確認がありました。また、デジタルコンテンツやプログラミングの活用について全ての学年において掲載されているかという点で、プログラミングについては高学年に多いという御説明を受けました。

都立特別支援学校では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱について御説明を受けました。例をとりますと、視覚障害について、絵画などを通して表現する活動に困難が想定されるもの、道具等の扱いに困難が想定される内容について具体的に御説明を受けました。

委員からは、「今後の課題として配慮を要する内容が今後増えていくため、分類が必要になってくるのではないか」という御意見がありました。

審議の結果、図画工作について、調査研究資料と採択資料については適切であると判断いたしました。

以上で第4分科会の報告を終わります。

【会長】 どうもありがとうございました。

4つの分科会から様々な御説明を頂きまして、充実した分科会だったのだなと感じております。分科会の中で様々な御意見が出されておりますが、御報告として、これらの資料が採択の資料として適切であるという報告を頂いたと私は判断しておりますが、そのような判断でよろしいでしょうか。

そういたしましたら、これらの資料は今後採択に当たっての重要な資料になりますので、文言、表現、それらのことを改めて十分に精査していただいて、最終的な資料として完成していただきますようにこの場で重ねて事務局に改めてお願いいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めてまいります。

次第にありますように「その他の教科書採択資料についての審議」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【管理課長代理】 それでは、資料8と書いてあります「令和6年度使用教科書採択について（教科書採択資料）（案）」、こちらについて御説明をいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。令和6年度に使用する教科書の採択が必要なものについてそれぞれのページに説明してございます。

1ページを御覧ください。新規に採択する必要がある都立小学校で使用する教科書と都立特別支援学校（小学部）で使用する教科書の採択資料につきましては、全体会、分科会で御審議いただき、御了承いただきました資料等を基に適正に採択することとしています。

2ページをお開きください。前回採択時と同一の教科書を採択する必要があるものとしてございます。都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）で使用する教科書については、令和2年度にそれぞれ採択替えを行いました。無償措置法及び同施行令により、通常4年間は同一の教科書を採択することとなっております。例外として、採択している教科書が発行されない場合や新たに検定に合格した教科書がある場合などがございますが、今年度はそれらに該当するケースがございませんので、継続して同じ教科書を採択することとなります。3ページから5ページにかけて採択替えのときの教科書を一

覧にしております。こちらが来年度の採択案になります。

続いて6ページを御覧ください。「Ⅱ 文部科学省著作教科書」と書いてあるところがございます。こちらについては、都立特別支援学校小学部・中学部で使用する点字版教科書などの文部科学省著作教科書についてであります。ここでは文科省発行の特別支援学校用（小・中学部）教科書目録に登載されている文部科学省著作教科書の全てを障害種別（小・中学部）に採択案として一覧でお示ししているものでございます。7ページから10ページにかけては、視覚障害者用の点字版の一覧でございます。

続いて11ページ、こちらが聴覚障害者用の一覧でございます。12ページが知的障害者用の一覧でございます。

続きまして13ページを御覧ください。学校教育法附則第9条第1項による一般図書についてでございます。具体的には点字版や拡大版の教科書、また絵本などのいわゆる一般図書につきましては、毎年度採択替えを行うこととなります。14ページは視覚障害のある児童・生徒のために作成された点字版の一般図書についてでございます。15ページから23ページにかけてが拡大版の一般図書でございます。なお、採択期限後に点字版や拡大版の一般図書が新たに発行された場合は、当該図書について追加で採択していくこととなります。

最後に24ページをお開きください。ここから最終の47ページまでが知的障害特別支援学校用並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校における知的障害を合わせ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。昨年度、この審議会で審議した上で作成しました「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）」に掲載されている図書の一覧を来年度都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する一般図書の採択案とするものでございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

今の事務局からの御説明に対しまして、委員の皆様から何か御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。

では、ちょっと事務局に伺いますが、要するに今年新たに採択を検討しなければならないという教科書はなかったということですか。

【管理課長代理】 そうです。小学校用教科書以外は、特に新たに採択する教科書はないということです。

【会長】 前回と同一の教科書を採択でよろしいということですね。

【管理課長代理】 おっしゃるとおりでございます。

【会長】 では、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 御異議はないということで御確認させていただきます。

それでは、ほかに御意見がございましたら、是非お話しいただければと思います。

もし御意見がないようでしたら、今回の答申の案文について、また私と事務局交えて取りまとめたいと思いますので、一旦、少し休憩を取らせていただきたいと思います。事務局でどのくらいの休憩にするかお時間をおっしゃっていただければ。

【管理課長代理】 それでは、これから10分少々 of 休憩を取らせていただければと思います。時間としては4時50分再開予定という形でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、会議再開4時50分ということでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

————— (休 憩) —————

【会長】 それでは、審議を再開させていただきます。

今、作成した答申(案)の配付について、よろしくお願いいたします。

【管理課長代理】 それでは、ただいま答申(案)を配らせていただいております。なお、今お配りしているものは委員のみに配付させていただいております。答申文については、明日、東京都教育委員会のホームページに掲載し、公表する予定ですので、よろしくお願いいたします。

(答申(案)配付)

【管理課長代理】 お手元に行きましたでしょうか。

それでは、答申(案)文について読み上げさせていただきます。

令和5年6月29日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口豊隆

教科書調査研究資料及び令和6年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について(答申)

令和5年4月21日付けで諮問のあった、教科書調査研究資料及び令和6年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について、下記のとおり答申します。

記

- 1 「令和6～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 2 「令和6～9年度使用都立特別支援学校（小学部）用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 3 「令和6年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和6年度に都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。
- 4 東京都教育委員会は、上記1、2及び3の資料とともに、既に答申している「令和6～9年度使用教科書調査研究資料（小学校）」を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今事務局で読み上げていただきましたが、この答申（案）について何か御意見はございますでしょうか。

御意見などなければ、このように答申させていただきたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それから、先ほども申し上げましたが、資料の細かい文言でありますとか、表現、そういうことにつきましては、いま一度事務局で精査していただきたいと思えますし、修正につきましては私に一任させていただくということで御確認させていただきますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。それでは、この答申（案）をもって本審議会の「答

申」と決定をさせていただきます。

【管理課長代理】 それでは、これから会長から答申の手交を行っていただきます。お願いいたします。

【会長】

令和5年6月29日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口豊隆

教科書調査研究資料及び令和6年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について（答申）

令和5年4月21日付けで諮問のあった、教科書調査研究資料及び令和6年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について、このように答申をいたします。

よろしく願いいたします。

—————（会長から指導部長へ答申の受渡し）—————

【指導部長】 承りました。

事務連絡、教育委員会挨拶、閉会

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項をよろしく願いいたします。

【管理課長代理】 ありがとうございます。

本日御答申いただきました調査研究資料及び採択資料につきましては、頂いた御意見等の趣旨を踏まえ、必要に応じて事務局において所要の修正を行った上で、これを東京都教育委員会に報告させていただきます。

調査研究資料につきましては、都教育委員会へ報告後に東京都教育委員会ホームページに掲載する予定でございます。また、都教育委員会として都立学校で使用する教科書の採択を

行ってまいります。採択に関する都教育委員会は7月下旬に開催される予定でございます。
教育委員会で採択が決まりましたら、また委員の皆様にお知らせしたいと思います。

最後に、本日の資料についてお話しいたします。本日御審議いただきました資料6から10の調査研究資料（案）及び採択資料（案）につきましては、確定前の資料でございます。そのため、大変恐縮ではございますが、本審議会終了後回収させていただきますので、机の上にそのまま置いてお帰りいただくようお願い申し上げます。

また、冊子でお配りしました調査研究資料（小学校）につきましては、同じものが東京都教育委員会のホームページに掲載されております。委員の皆様にもメールで掲載されている箇所のリンク先等を御案内しますので、冊子自体はそのまま置いていただいても構いませんし、お持ち帰りいただいても結構でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

では、最後に東京都教育委員会から御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 皆様、長時間にわたりまして数多くの資料について1点1点御確認いただきまして、また貴重な御意見を賜りました。ありがとうございました。

私は分科会を回らせていただいて、短時間ではございましたが皆様の御意見を聞かせていただきました。特に、都立小学校は1校でございますが、附属小学校それから都立特別支援学校（小学部）の子供たちの実態に触れていただきながら様々な御確認をいただきました。本当に子供たちのためという思いが伝わってまいりました。ありがとうございました。改めて感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、頂きました答申を踏まえまして、来年度使用いたします教科書を適正に採択いたしますとともに、区市町村教育委員会など他の採択権者におかれましても適切な採択が行われますよう助言等を行ってまいりたいと考えております。

本日をもって本審議会の会議は全て終了ということになります。委員の皆様のこれまでの御尽力に感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続き都の教育行政について御理解、御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。3

回にわたりありがとうございました。

【会長】 それでは、本当にありがとうございました。まだお暑いですので、お気をつけてお帰りください。

これをもって会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。